



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 2 月 3 日

りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

## 【シンガポール駐在員事務所】

### 「経済回復に向けたシンガポール 2009 年度税制等の改正について」

1 月 22 日、ターマン・シャンムガラトナム財務相は、シンガポールの 2009 年度(09 年 4 月～10 年 3 月)予算案を発表した。シンガポールの経済回復に向け、GIC(政府投資公社)などの過去の運用益を蓄積してきた政府準備金の初の取り崩しに踏み切り(S\$49 億)、過去最大となる総額 S\$205 億を投じて企業の事業存続と国民の雇用維持の両立を柱とする景気対策「回復パッケージ」を実施する。本予算案の税制面の主な改正内容は下記の通りである。

	内 容	実 行 日
ビ ジ ネ ス 関 係	① 【シンガポールの国際競争力維持】現行の法人税率 18%を 17%へ引き下げる。	2010 賦課年度(09 年に終了する事業年度)～
	② 【企業の雇用確保支援】人件費負担軽減のため中央積立基金(Central Provident Fund:CPF)拠出金の雇用者負担分の一部を内国歳入庁(IRAS)が払戻す「ジョブ・クレジット」制度を期間 1 年の時限措置として導入する。払戻金額は月給(S\$2,500 を上限)の 12%。還付請求手続き不要。初回払戻しは 3 月末。(現状の拠出率は原則、雇用主負担分 14.5%、被雇用者負担分 20%、月給の S\$4,500 までが対象。外国人労働者は対象外)	2009 年 3 月、6 月、9 月、12 月
	③ 【企業の事業コスト引き下げ】 I. 工業用・商業用不動産に対する固定資産税について 40%を払戻す。 II. JTC(工業・商業団地開発・運営を行う政府機関)、HDB(住宅開発庁)、SLA(土地管理庁)は入居テナントや借地人に賃借料の 15%を払戻す。	2009 暦年
	④ 【赤字中小企業の支援策】対象年度における損金として控除しきれなかった税務上の欠損金や減価償却について 3 期前までの所得に遡って S\$200,000 までの控除を認める。(従来は控除額は前期の所得から S\$100,000 まで)	2009 賦課年度～ 2010 賦課年度
	⑤ 【企業の国外源泉所得】1 月 21 日までに海外で稼得・留保したすべての種類の所得について、2009 年 1 月 22 日から 2010 年 1 月 21 日までの間にシンガポール国内に送金した場合、当該所得に対する課税を免除する(従来は、国外源泉所得の内、配当金、国外支店の所得およびサービス収入がシンガポール国内に送金された場合、当該所得が国外で課税の対象であり、かつ当該国の法人税率が 15%以上の場合にのみ免税となった)。1 月 22 日以降の海外源泉所得の免税適用条件についても一時的に緩和されるが、詳細については 2009 年 4 月に発表予定。	2009 年 1 月 22 日 ～2010 年 1 月 21 日
	⑥ 【景気回復に備えた企業の設備投資支援】新規の機械・設備への投資に対し、2 年間での税務上の加速減価償却(Accelerated Allowances)を認める。初年度の償却は取得価格の 75%。(従来、機械・設備の税務上の償却は 3 年間)	2010 賦課年度～ 2011 賦課年度
	⑦ 【資金繰り支援】地場銀行等が提供する制度融資の内、BLP(Bridging Loan Programme、政府保証割合 80%)については 1 年間の時限措置として外国資本の企業(ただし、個人株主持分 10%以上、固定資産投資 S\$15M 以下)も利用可能とする。	2009 年 2 月 1 日～ 2010 年 1 月 31 日
	⑧ 【シンガポール船籍取得促進】2008 年 12 月末で失効した Block Transfer Scheme (BTS:一定条件を満たす船舶をシンガポール船籍として登記した場合に認められる海外からの船舶融資の金利に対する源泉税免除制度)を 5 年間延長する。BTS の適用条件についても従来は 2 隻以上の同時登記の条件を緩和し、1 隻(40,000t 以上)でも適用対象とする。さらに、当該船舶を所有する SPC (在シンガポールのみ)の株式を取得するための海外借入の金利に対する源泉税も免除対象とする。	2009 年 1 月 1 日～ 2013 年 12 月 31 日
個 人 関 係	① 【個人所得税】S\$2,000 を上限に所得税額の 20%の税額控除が実施される。 2008 年もしくは 2009 年に解雇された人の所得税について、分割納税の分割期間を最長 24 ヶ月まで認める。(従来は分割期間は、最長 12 ヶ月)	2010 賦課年度 2009 賦課年度～ 2010 賦課年度
	② 所有者本人が居住する住宅に対する固定資産税について 40%を払戻す。	2009 暦年
	③ 【低所得労働者の支援策】所得補助制度(Workfare Income Supplement Scheme: WIS)に関して、補助金額を 50%引き上げる。	2009 暦年

(注) ビジネス関係①を除く上記改正はすべて「実行日」欄記載の間だけ適用となる時限措置。

以上

【出所: “Budget Speech 2009” Ministry of Finance Singapore】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載